

建設部

建設委員会

【議案関係資料】

11月25日提出

令和7年第2回定例会（12月議会）

建設部 提出資料

令和7年11月25日
建設部

建設委員会・分科会

【予算・議案関係】

○ 建 設 部	令和7年度12月補正予算案の概要について	・・・ 3
○ 建 設 政 策 課	公の施設の指定管理者の指定について	・・・ 7
○ 都 市 計 画 課	債務負担行為の設定について	・・・ 8
○ 下水道マネジメント 推 進 課	債務負担行為の設定について	・・・ 9
○ 道 路 課	債務負担行為の設定について	・・・ 10
	工事請負契約の締結について	・・・ 12
	秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について	・・・ 13
○ 河 川 砂 防 課	債務負担行為の設定について	・・・ 15
○ 港 湾 空 港 課	債務負担行為の設定について	・・・ 16
	秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案について	・・・ 17
	財産の取得について	・・・ 20

令和7年度12月補正予算案の概要について

建設部

1 一般会計

(1) 補正予算 157, 419千円

・人件費の実績見込みによる補正

(2) 繰越明許費 1, 494, 250千円

・地方道路交付金事業、地方道路等整備事業

(3) 債務負担行為 4, 593, 103千円

①国庫補助事業

(単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
都市公園安全安心事業	35,000	県立中央公園 あきたスカイドームの融雪ボイラー更新
秋田港アクセス道路整備事業	1,500,000	JR跨線部の橋梁上部工
地方道路交付金事業 (道路維持費分)	304,000	JR跨線部の支承取替工 等 国道105号(仙北市)外1箇所
雪寒建設機械整備事業	410,000	除雪体制の構築
空港整備事業	215,000	降雪期前の完成に向けた進入灯・連鎖式閃光灯更新 秋田空港(秋田市)
合計	2,464,000	

(2)県単事業

(単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
県単道路補修事業	991,000	融雪後早急に実施する舗装補修工 等 国道101号(男鹿市)外33箇所
県単河川改良事業	80,000	河川砂防情報システム改良 等
県単河川等環境維持修繕事業	128,449	ダム管理等点検調査 大松川ダム(横手市)外16箇所
県単砂防事業	13,000	地すべり観測調査 中間口地区(男鹿市)
県単空港施設整備費	81,053	駐車場標示板改修 等 秋田空港(秋田市)
合 計	1,293,502	

(3)土木施設の維持管理業務、現年発生土木災害復旧事業 等

(単位：千円)

事 業 名	設定額	事 業 内 容
建設資材価格市況調査業務委託	30,712	特殊な資材の市場取引価格調査
建設資材価格特別調査業務委託	32,736	各種建設資材の市場取引価格調査
技術アドバイザー業務委託	3,267	設計・調査に係るアドバイザー依頼
道路管理費	239,818	トンネル設備の保守点検 等
河川維持管理費	27,000	河川砂防情報システムの保守点検 等
ダム管理費	38,183	ダム管理用制御処理設備の保守点検 等
砂防指定地管理費	8,045	砂防情報システムの保守点検
現年発生土木災害復旧事業	400,000	令和8年(1～3月)発生災害への対応
空港維持管理費	5,840	周辺地域への水質影響調査
港湾災害復旧事業	50,000	令和8年(1～3月)発生災害への対応
合 計	835,601	

2 能代港エネルギー基地建設用地整備事業特別会計

(1) 債務負担行為 13, 000千円

(単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
能代港灰捨場管理事業	13,000	第2灰捨場の維持管理

3 港湾整備事業特別会計

(1) 債務負担行為 120, 950千円

(単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
港湾荷役機械保守点検業務委託	90,950	秋田港荷役機械の保守点検
港湾施設補修費	30,000	秋田港向浜地区ふ頭用地の舗装補修工
合計	120,950	

4 下水道事業会計

(1) 補正予算 ▲9, 158千円

・人件費の実績見込みによる補正

(2) 債務負担行為 498, 200千円

(単位：千円)

事業名	設定額	事業内容
秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業	498,200	再生可能エネルギー発電設備等に係る建設費

公の施設の指定管理者の指定について

建設政策課

1 概要

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、下記施設について、次の団体を指定管理者として指定する。

施設名	指定管理者（候補者）
秋田県立小泉潟公園	むつみ造園土木株式会社
秋田県立中央公園	一般財団法人秋田県総合公社
秋田県立北欧の杜公園	北欧の杜パークマネジメント共同企業体 (むつみ造園土木株式会社、古河林業緑化株式会社)
秋田県営住宅及び共同施設	一般財団法人秋田県建築住宅センター

2 指定期間

県立都市公園：10年間

（令和8年4月1日～令和18年3月31日）

県 営 住 宅：5年間

（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

3 指定管理者の候補者選定

（1）公募手続

①募集期間 令和7年7月22日（火）～9月25日（木）

②周知方法 県公報、県公式サイト（美の国あきたネット）

③申請状況 県立都市公園：上記1の候補者のみ
県 営 住 宅：上記1の候補者ほか1団体

（2）候補者選定に係る委員会

①委員の構成（内部委員1名を含む計5名）

氏名	所属・職業等	備考
井上 誠	秋田工業高等専門学校 創造システム工学科 教授	学識経験者
菅原 寛行	秋田市 都市整備部 住宅政策課 課長	行政関係者
土田 昌幸	G S P a r t n e r s 税理士法人 税理士	財務・会計
山崎 純	N P O 法人 子育て応援S e e d 理事長	子育て支援
佐藤 正美	秋田県 建設部 次長	内部委員

②選定委員会の開催状況

- ・開催日 令和7年11月11日
- ・審査内容 制度概要・施設概要・審査基準等説明
質疑応答、採点審査、候補者選定

③選定結果

効率的な運営や管理能力等の適格性が認められたこと
から、上記候補者を指定管理者として選定する。

債務負担行為の設定について

都市計画課

1 概要

県立中央公園にある「あきたスカイドーム」は、平成2年に供用し35年が経過しており、これまで膜屋根の更新など施設の老朽化対策を実施している。

あきたスカイドーム膜屋根の融雪については、温風送風により対応しているが、ボイラーに漏水等の不具合が確認されていることから、設備の更新が必要となっている。

設備の製作から据付までの工期が2か年にわたることから、債務負担行為を設定する。

2 事業内容

(1) 場所

県立中央公園 あきたスカイドーム

(2) 内容

- 工事内容：融雪ボイラー製作・設置
- 工期：令和8年3月～令和9年3月
- 設定額：35,000千円

3 工程表

年度	令和7年度				令和8年度											
月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容		契約 ○			公告 入札	準備 工	ボイラー製作						設置	後 片 付		



あきたスカイドーム全景



膜屋根下から見た堆雪状況



融雪ボイラー設備

平成13年設置（24年経過）

債務負担行為の設定について

下水道マネジメント推進課

1 概要

秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センターの敷地内に再生可能エネルギー設備を導入し、電力コスト削減により下水道事業の経営改善を図るとともに、近隣の公共施設群に電力を供給して地域の脱炭素化を実現する。

本事業の建設費として、令和6年度から令和8年度までの債務負担行為の限度額に加え、新たに令和8年度の債務負担行為を設定する。

- ・建設期間：令和6年7月～令和9年3月
- ・契約者：NKE S・沢木組・T J A S・T D S
特定建設工事共同企業体

2 設定理由

風力発電機の基礎杭増強及び輸送ルート変更等に伴い建設費が増加することから、新たに債務負担行為を設定する。

3 設定額

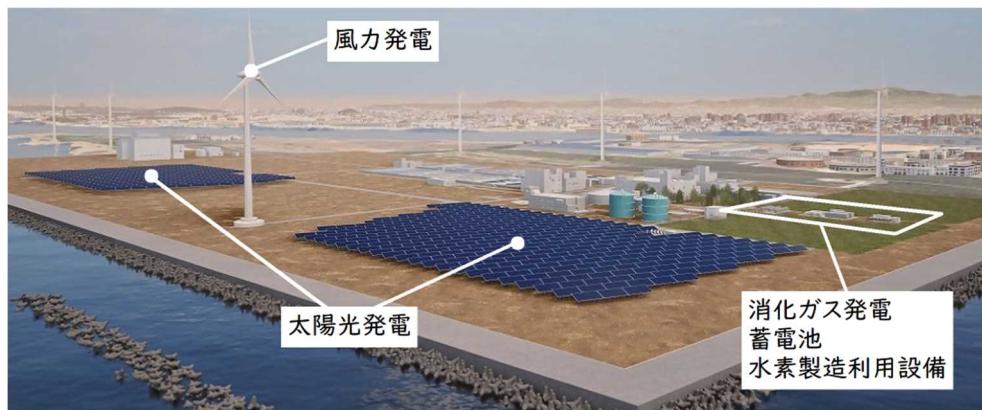
498,200千円

債務負担行為 設定年度	適用年度	金額 (千円)
令和5年度設定分	令和6～8年度	5,512,601
令和7年度設定分 (今回追加)	令和8年度	498,200
合計		6,010,801

4 工程表

年 度	令和7年度				令和8年度												
	月	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
太陽光発電設備					据付			配線									試運転
風力発電設備						機器製作	海上輸送		基礎杭工			風車組立					試運転
その他設備						機器製作				据付							試運転

※その他設備：消化ガス発電設備、蓄電池、水素製造利用設備等



完成予想イメージ（秋田臨海処理センター）



進捗状況（令和7年10月末時点）

債務負担行為の設定について

道 路 課

1 秋田港アクセス道路整備事業

(1) 概要

秋田港アクセス道路は、秋田港と秋田北インターチェンジ間のアクセス機能強化等を目的としたバイパス道路として、令和元年度より整備を進めている。

JRに委託する2号橋の跨線部の上部工架設について、工期が5か年にわたることから債務負担行為を設定する。

(2) 事業内容

① 路線名・場所

(主) 秋田天王線 秋田港アクセス道路 (秋田市)

② 内容

・工事内容：2号橋上部工

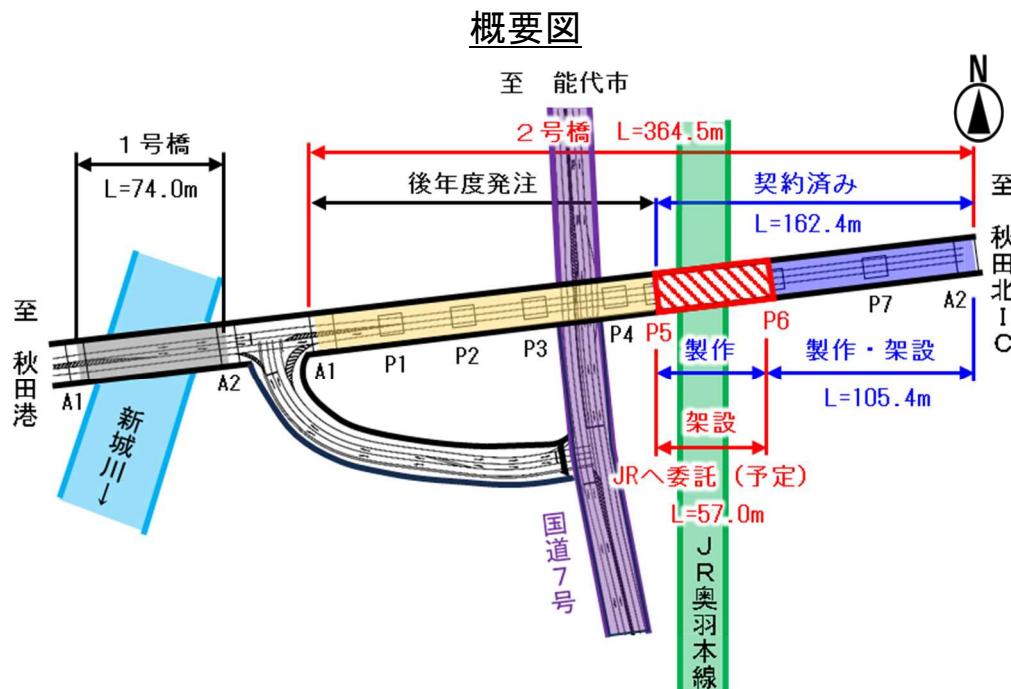
桁架設 (P5～P6) L = 57.0 m

・工 期：令和8年3月～令和11年7月

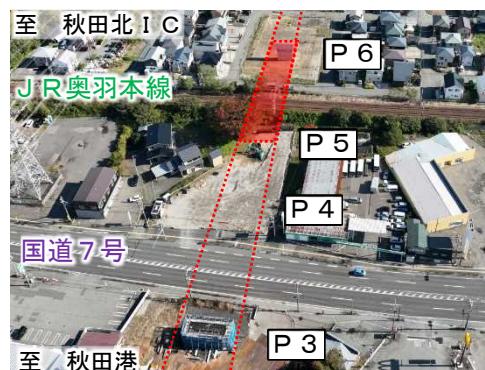
・設 定 額：1,500,000千円

(3) 工程表

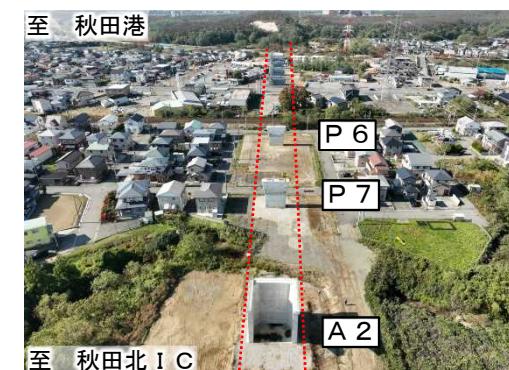
年度		令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
月		12	1	2	3	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期				
秋田港 アクセス 道路	2号橋 上部工 (P5～P6)				契約 O																
		12 月 議 会	J R 協 議 会	2 月 議 会																	



施工箇所



2号橋 (A 1側より)



2号橋 (A 2側より)

2 地方道路交付金事業（補修）

（1）概要

角館跨線橋は、JR田沢湖線を跨ぐ橋梁であり、老朽化した上下部工の機能を回復するため、令和4年度から令和7年度までの債務負担行為を設定し、JRへの委託により補修工事を進めている。

支承、床版取替工に必要な部材の追加等により増額及び工期延長が必要となつたため、債務負担行為を新たに設定し工事を継続する。

（2）事業内容

① 路線名・場所

国道105号 角館跨線橋（仙北市）

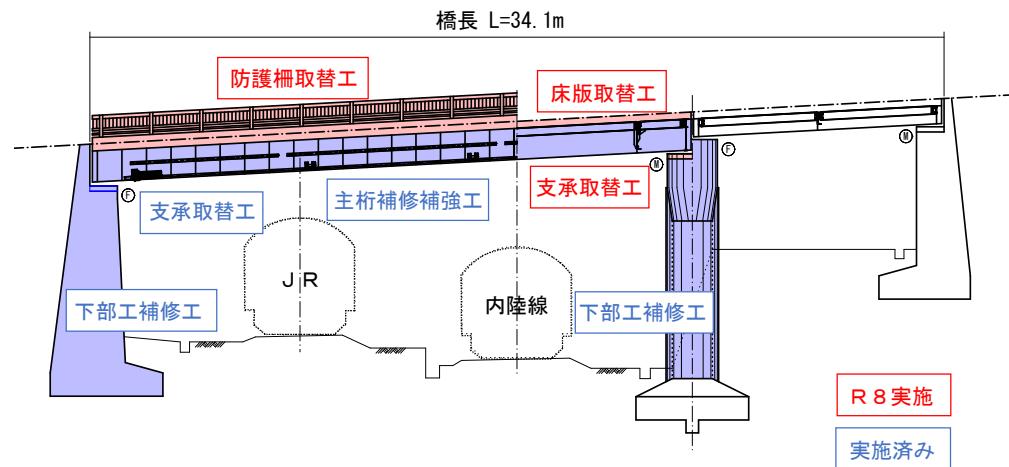
② 内容

- 工事内容：支承取替工、床版・防護柵取替工等
- 工期：令和4年6月～令和9年3月
- 設定済み額：405,000千円
- 今回設定額：150,000千円
- (合計額：555,000千円)

（3）工程表

年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度												
月	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
当初	○ 当初契約																				
	JR入札手続き等	準備工	下部工補修工・主桁補修補強工・ 支承取替工・床版取替工・ 防護柵取替工																		後片付
変更	○ 当初契約								○ 契更契約												
	JR入札手続き等	準備工	下部工補修工・主桁補修補強工・ 支承取替工				支承取替工・床版取替工・ 防護柵取替工														後片付

側面図



施工箇所



全景



床版



支承 (P 1)

工事請負契約の締結について

道路課

1 概要

令和7年9月に仮契約をした工事の請負契約の締結について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決に付す。

2 契約内容

(1) 国道398号 稲庭バイパス

①工事名 地方道路交付金工事(改築)

②路線名 国道398号

③場所 湯沢市稻庭町 地内

④工事内容 (仮称)皆瀬川橋 L=142.6m

〔鋼橋製作工、鋼橋輸送工、鋼橋架設工、
現場塗装工〕

⑤工期 契約締結の日から令和10年3月24日まで

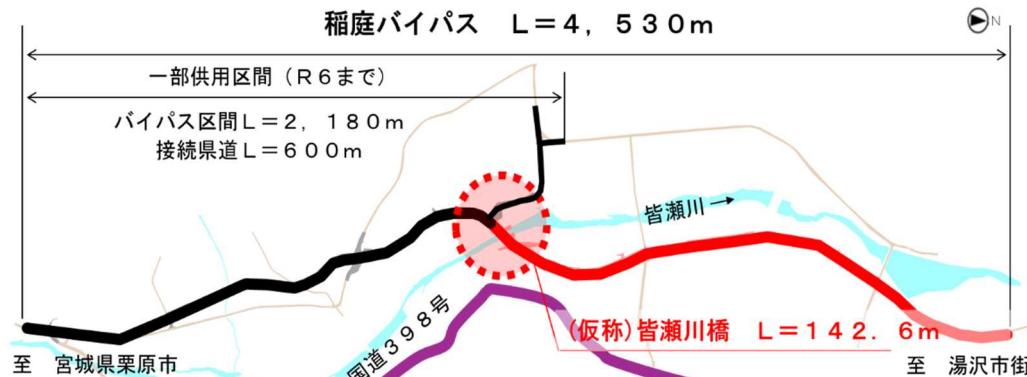
⑥相手方・金額

対象構造物	相手方	金額
(仮称) 皆瀬川橋	日ファブ・アキモク・東北機械 特定建設工事共同企業体	594,000,000円

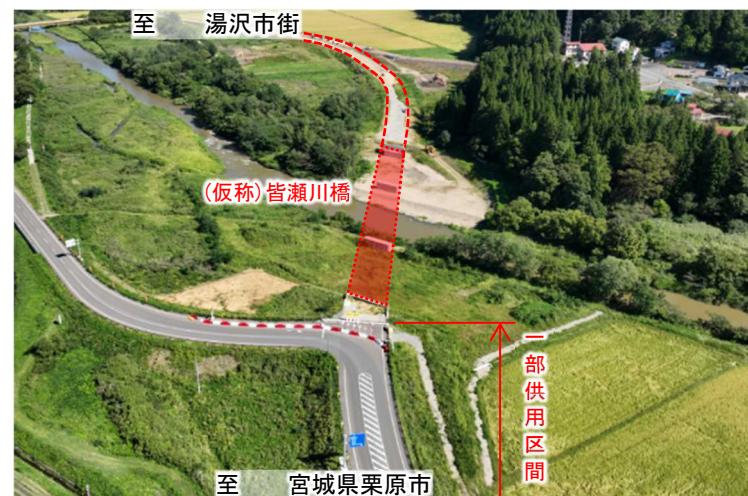
⑦工程表

年度	月	令和7年度					令和8年度		令和9年度							
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上半期	下半期	上半期
国道398号 稻庭バイパス	(仮称) 皆瀬川橋				公告 入札			12 月 議 会	契約 ○	照査 設計				桁製作	桁架設	後 片 付

概要図



施工箇所



秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について

道 路 課

1 改正理由

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和7年政令第332号）の施行により、県が管理する道路において、道路分野の脱炭素化の取組みとして設置される自動車に燃料としての水素を供給するための施設（以下、水素ステーションという。）による道路の占用に係る占用料の額を定める必要がある。

2 改正内容

新たに道路占用料を徴収する物件として「令第七条第十四号に掲げる施設」（道の駅駐車場等に設置する水素ステーション）を追加し、その額を定める。

道路占用料の額は、「令第七条第十五号に掲げる施設」（道の駅駐車場等に設置する備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設）と同額とする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

水素ステーション設置イメージ



定置式（兵庫県尼崎市）



移動式（福岡県庁）

別表（第二条関係）		新			
備考	略	占用物件		占用料	所在地
		単位	略		
令第七条第十四号及び 第十五号に掲げる施設	略	略	略	略	略
つき一年 一トールに 一平方メ	略	略	略	地 第一級	地 第一級
得た額 Aに○・○三一 を乗じて	略	略	略	地 第二級	地 第二級
	略	略	略	地 第三級	地 第三級

※Aは、近傍類似の土地の時価を表すもの。

別表（第二条関係）		旧			
備考	略	占用物件		占用料	所在地
		単位	略		
令第七条第十四号 に掲げる施設	略	略	略	略	略
つき一年 一トールに 一平方メ	略	略	略	地 第一級	地 第一級
得た額 Aに○・○三一 を乗じて	略	略	略	地 第二級	地 第二級
	略	略	略	地 第三級	地 第三級

1 概要

危機管理上重要な設備である河川砂防情報システムや排水樋門設備、ダム管理設備の保守点検業務等を実施するに当たり、いずれも出水期前に点検を実施する必要があるほか、異常時に早急に対応できるよう、年間を通じて継続的に保守業務を行える体制構築が必要なため、債務負担行為を設定する。

2 事業内容

(1) 場所

8 地域振興局管内

(2) 内容

- ・業務内容：河川砂防情報システム保守点検
排水樋門設備保守点検
ダム管理用制御処理設備保守点検 等
- ・工 期：令和8年3月～令和9年3月
- ・設 定 額：193,632千円

河川分： 27,000千円
ダム分： 166,632千円

3 主な保守点検設備

(1) 河川砂防情報システム

統合サーバ



河川カメラ



(2) 排水樋門設備

地蔵川水門



福部内川水門



(3) ダム管理設備

制御処理設備



放流設備



債務負担行為の設定について

港湾空港課

1 概要

老朽化した秋田空港の進入灯と連鎖式閃光灯の更新に当たり、^{せんこうとう}灯器の製造に約6か月を要すること、降雪期前に工事を完了する必要があること、空港運用時間等の制約により一定の期間を要することから、債務負担行為を設定する。

2 事業内容

(1) 場所

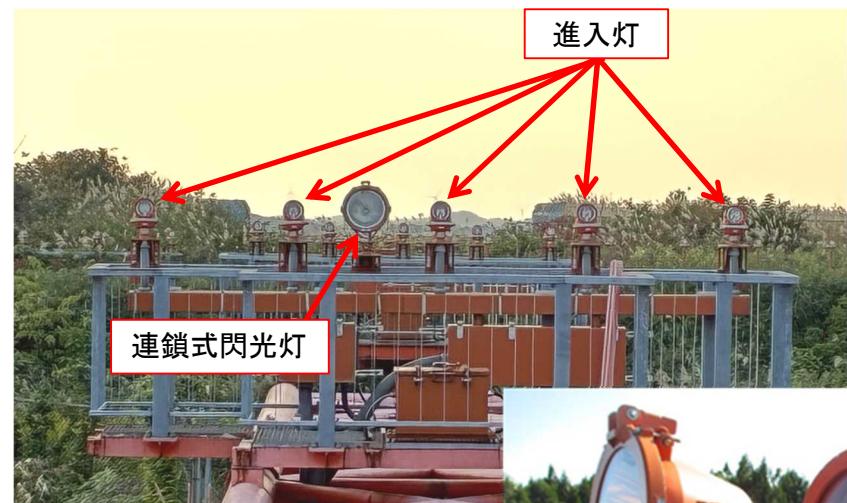
秋田空港（秋田市）

(2) 内容

- 工事内容：進入灯・連鎖式閃光灯更新
進入灯 156灯（LED化）
連鎖式閃光灯 27灯（LED化）
- 工期：令和8年3月～令和8年11月
- 設定額：215,000千円

3 工程表

年度	令和7年度			令和8年度											
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容		○契約 公告 入札	準備 工												



秋田県空港管理条例の一部を改正する条例案について

港 湾 空 港 課

1 改正理由

秋田空港の駐車場において、繁忙期の駐車場混雑に伴う航空機への乗り遅れが発生している実態に加え、修繕・排雪等の維持管理コストも増大していることから、安定的な駐車場サービスの維持・向上を図るため、料金体系等の見直しを行う。

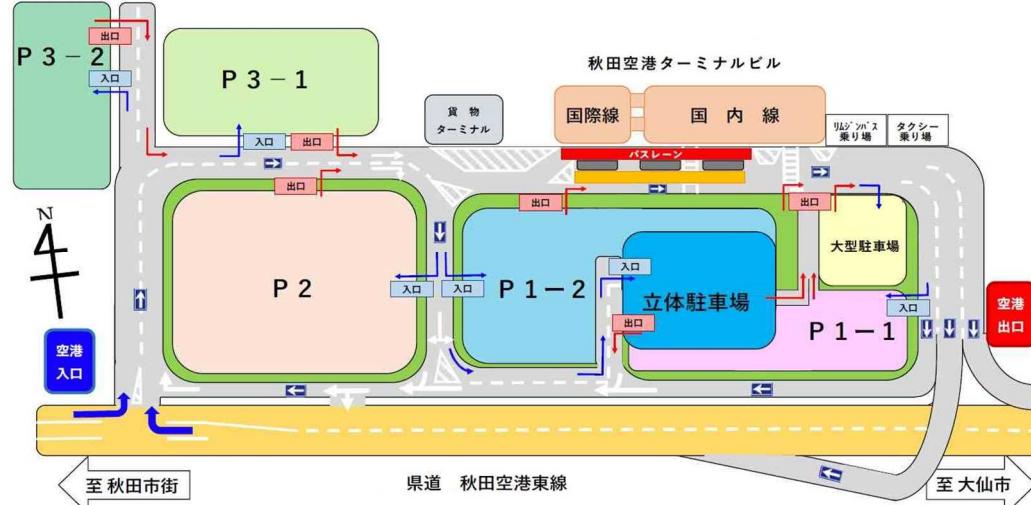
2 主な改正内容

		現在	改正後
無料時間		2時間	30分
駐車料金	1時間あたり	30~100円	50~200円
	24時間最高額	320~1,050円	400~1,300円
上限料金		480時間までは上限あり	廃止

3 施行期日

この条例は、令和8年7月1日から施行することとする。

【参考】駐車場位置図



【参考】改正後の駐車料金

	1時間料金		24時間最高額		480時間まで	
	現在	改正後	現在	改正後	現在	改正後
立体駐車場	70円	150円	730円	900円	2,930円	18,000円
P1-1、P1-2、P2	50円	100円	520円	700円	2,100円	14,000円
P3-1、P3-2	30円	50円	320円	400円	1,250円	8,000円
大型駐車場	100円	200円	1,050円	1,300円	2,100円	26,000円

別表第二（第十九条関係）	区分	秋田空港の駐車場に 駐車料金の額	秋田空港の駐車場に	第十九条 别表第二に掲げる空港の駐車場に自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第三条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る。以下同じ。）を駐車させる者から、同表に定める駐車料金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。
1 （本邦外の地点との間の路線の利用に係る駐車料金の特例）	1 （当分の間、秋田空港と本邦外の地点との間の路線において航空運送事業の用に供する航空機を利用する者が自動車を駐車させる場合における別表第二備考第四号の規定の適用については、同号（二）中「二、一〇〇円」とあるのは「一、〇五〇円」と、同号（二）中「二、九三〇円」とあるのは「一、四七〇円」と、同号（三）中「二、一〇〇円」とあるのは「一、〇五〇円」と、同号（四）中「一、二五〇円」とあるのは「一六三〇円」とする。）	略	略	1 （当分の間、秋田空港と本邦外の地点との間の路線において航空運送事業の用に供する航空機を利用する者が自動車を駐車させる場合における別表第二備考第四号の規定の適用については、同号（二）中「二、一〇〇円」とあるのは「一、〇五〇円」と、同号（二）中「二、九三〇円」とあるのは「一、四七〇円」と、同号（三）中「二、一〇〇円」とあるのは「一、〇五〇円」と、同号（四）中「一、二五〇円」とあるのは「一六三〇円」とする。）
2 （駐車時間（駐車場に自動車を入車してから出車するまでの時間）をいう。以下同じ。）が二時間以内であるとき	2 （駐車時間（駐車場に自動車を入車してから出車するまでの時間）をいう。以下同じ。）が二時間以内であるとき	略	略	二 （駐車時間（駐車場に自動車を入車してから出車するまでの時間）をいう。以下同じ。）が二時間以内であるとき

第三駐車場	第二駐車場及び 第一駐車場	立体駐車場	大型自動車等駐	おいては午前六時から午後十時十五分まで、大館能代空港の駐車場においては午前七時三十分から午後七時四十五分まで	
				一台一時間につき 三〇円	一台一時間につき 五〇円
一台につき 一五〇円	一台につき 二六〇円	一台につき 三七〇円	一台につき 五二〇円	六時まで、大館能代空港の駐車場においては午後七時四十五分から翌日の午前七時三十分まで	おいては午後十時十五分から翌日の午前六時まで、大館能代空港の駐車場においては午後七時四十五分から翌日の午前七時三十分まで

備考

二一略
大型自動車等駐車場には大型自動車、中型自動車及び準中型自動車を、立体駐車場、第一駐車場、第二駐車場又は

第三駐車場 動車を駐車させるものとする。ただし、立体駐車場、第一駐車場、第二駐車場又は第三駐車場に駐車させることが不適当と認められる構造の普通自動車については、この限りでない。

三 駐車料金の額は、駐車時間について、この表の区分によ
り計算して得た額とする。ただし、駐車時間二十四時間ご
とに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を上限

(二) (一) とする。
大型自動車等駐車場

一、三〇〇円
九〇〇円

三〇〇円

(二) (一) 大型自動車等駐車場

、〇五〇円
七三〇円

備考

二一 略
大型自動車等駐車場には大型自動車、中型自動車及び準中型自動車を、立体駐車場 第一駐車場 第二駐車場又は第三駐車場（以下「立体駐車場等」という。）には普通自動車を駐車させるものとする。ただし、立体駐車場等にて

三 駐車料金の額は、駐車時間について、この表の区分によ
り計算して得た額とする。ただし、駐車時間二十四時間ご
とに、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を上限
でない限り認められる構造の普通自動車については、この限り

(一) とする。
(二) 大型自動車等駐車場
立体駐車場

、
〇五〇円
七三〇円

四(三) 第一駐車場及び第二駐車場
第三駐車場

四〇〇円

四| 駐車時間が一時間未満のときは、駐車時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算する。

四(三) 第一駐車場及び第二駐車場
第三駐車場

五二〇円
三三〇円

四| 前号の規定による駐車料金の額が次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる額を超えるときは、当該額を駐車料金の額とする。ただし、駐車時間が四百八十時間を超えるときは、当該額に入車後四百八十時間を超えた時から出車する時までの時間について前号の規定に基づき計算して得た額を加えて得た額を駐車料金の額とする。

五| (一) 大型自動車等駐車場 一一、一〇〇円
(二) 立体駐車場 一一、九三〇円
(三) 第一駐車場及び第二駐車場 一一、一〇〇円
四| 第三駐車場 一、二五〇円
五| 駐車時間に一時間未満の端数があるときは、当該端数を一時間として計算する。

財産の取得について

港湾空港課

1 概要

老朽化した空港用化学消防車の更新について、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第三条に規定される、「予定価格 7 千万円以上の動産の買入れ」に該当することから、議会の議決に付す。

2 内容

取 得 品	空港用化学消防車
納 入 場 所	秋田空港
数 量	1 台
契約金額 (税込)	273,900,000 円
契 約 相 手 方	東京都中央区日本橋二丁目5番1号 帝國纖維(株) 代表取締役 棚谷 徹
契 約 日 程	①入札公告 令和 7年7月25日～9月16日 ②開 札 令和 7年9月16日 ③仮 契 約 令和 7年9月22日 ④納入期限 令和10年3月23日
現車両取得年月	平成19年2月

3 工程表

年度	令和7年度				令和8年度		令和9年度									
月	9	…	1	2	3	…	…	4	…	9	10	11	12	1	2	3
内容	<input type="radio"/> 仮契約		<input type="radio"/> 本契約		製造						輸送			検査		納入

4 現車両写真

